

（午前10時40分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い一般質問を行います。

順番10、10番 妙中君。

〔10番（妙中嘉三君）登壇〕

○10番（妙中嘉三君）それでは、議長のお許しを得ましたので、演壇よりの質問をさせていただきます。

一つ目といたしまして、合併後における旧市旧町の行政格差について問います。

行政は、まずそれより先にしなければならない優先順位があると思います。結構な計画で頭から反対するものではありませんが、恋野地区の土地利用についてであります。

市内の飲料水の供給状況について、当局はすべてご存じですか。それでも市内住宅地域に水道布設計画まだの中、住宅地もない中へ、これは恋野地区ですね。約1億円余りをかけて布設しなければならない理由を聞かせてください。例として、無給水地帯は市内に約30世帯あります。これらの市民は現在谷水を利用しているのですよ。また、簡易水道（西畑、九重地区）、飲料水供給施設（彦谷、谷奥深、杉尾、嵯峨谷第1、嵯峨谷第2、竹尾）等、同じ市民でありながら並の水道水を供給してもらっていない地域がありますよ。お答えください。

また、その恋野地区土地利用についても、稼働している斎場を高野口へ移動させて、未開発の土地にこれより開発していくということです。約4億円をかけて。私は既に設立稼働している広域ごみ処理場周辺にも多くの市有地が残ри、市独自で約束した周辺整備は土地を整備しながら放置したまま。当時の橋本

市はごみ対策室までつくり、いろいろな計画をされました。そして、地元にあれもする、これもするということを提示してきました。今稼働しているのは1軒の入浴施設だけです。あとは遊休地です。まず開発整備は高野口が先ではないのですか。その周辺整備の土地も地元同意もなしに勝手に議会の承認もなく、企業誘致の土地に変えて、1カ所は売却済み、あと1箇所は賃貸で、大変安く貸し出す約束もできているそうです。一部地元役員には事後に、それも売った後で了解をとっていると聞いています。他の住民の多くは怒っていると聞いております。住民運動も辞さないと言っております。ごみ処理場をつくるまではいいことばかり、実際計画しておいて、例えば周辺整備として宿泊設備、道の駅、カフェレストラン、体験工房、ガーデニング見本園、多目的広場、ハウス農園等々です。今、恋野でやろうとしているのとほぼ同じようなものですね。担当に聞けば、地元とはあのふろ1軒をつくるだけでもう同意は取りつけて覚書まで交わしていると聞いております。これについてもお答えください。

二つ目として、一連の不祥事の市としての損害賠償と監査委員の対応と責任について問います。

先日、市営温水プール・産業文化会館の囑託職員による公金横領事件の結審が和歌山地方裁判所で出ました。事件の個人に対する処罰とともに、総額1,620万円もの公金横領が明らかになりました。

何度も質問いたしておりますが、市としての損害賠償と市として調査した結果、どのように把握されていますか。また、この裁判で明らかになった損害金の賠償の手続きはどの

ようにしているのですか。もしこれらの措置、対応を怠っていたら、地方自治法に基づき市民の最高責任者である市長、副市長は賠償を求められます。もちろん私は議会にもあると思っております。個人において賠償かつ責任を負うつもりですか。また、これまでの市当局の対応について、監査委員としてこれまでどのような指摘をされてきたのか。それに従わないとすれば、損害金を含めすべて責任者が速やかに賠償し、責任を負わなければならないこととなりますが、どうお考えですか。これについては質問状も届いております。本日は代表監査委員にもお越しいただいております。大変ご足労でございます。

2番目として、同様、先般の一般質問でも私が指摘した不祥事による市の被った損害金約3,000万円について、その後どう処理されたのかお聞きします。もし処理をしていなかったならば、監査委員を含め、6年余りの間何もせず放置してきたということです。また、一連の不祥事が発生した背景、原因について、私は議員としても責務を感じております。私なりに声なき声を聞いたり、いろんな観点から調査をしてきましたが、事件当事者、職員はもとより、その原因は市当局、とりわけ事務方の責任者及び監査委員も大いに責任があるように思います。きちんとした対策がとられてきたのか、定期的な総括がなされてきたか。市職員の働く意欲をそぐような環境になかったか等々、いろんな問題点があつて今日に至っているのではないですか。謙虚に反省し、その責任をどうお考えですか。お答えください。

以上、演壇よりの質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君の一般質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（鈴江利夫君）登壇〕

○上下水道部長（鈴江利夫君）妙中議員の一般質問にお答えします。合併後における旧市・旧町の行政格差についての1点目の行政の優先順位のおただしについてお答えします。

まずは、市内の飲料水の供給状況につきまして、議員おただしのおおりに、市内大半を占める区域の供給を行っている上水道、次に簡易水道施設としましては、西畑地区と九重地区にあり、飲料水供給施設としましては、彦谷地区と谷奥深地区と杉尾地区と嵯峨谷地区と竹尾地区にあります。以上の上水道、簡易水道、飲料水供給施設の三つの施設区分で供給されています。また、須河地区、北宿地区と南宿地区の3地区につきましては、地域住民で共同で設置した給水施設があります。

このうち、簡易水道、飲料水供給施設の維持管理についてでございますが、簡易水道は水道法の適用を受け、上水道と同じ月1回の水質検査を行っています。飲料水供給施設は飲用井戸等の衛生対策要領に基づき、1年以内ごとに1回の水質検査を実施して、それぞれ市において適正な管理を行っています。よって、両施設とも安心して飲んでいただける品質の水を確保いたしております。したがって、市内における無給水区域はほぼ解消したと思っております。

次に、恋野地区の住宅地のない場所へ水道施設を建設することについてでございますが、この地域は橋本市長期総合計画に基づいた、農を主とした環境調和型産業地域の推進対象区域です。国が推奨する農山村活性化などに貢献する事業としての土地利用を計画しています。具体的には、自然環境に配慮した農林業系の企業誘致、観光農園、集客商業施設のレストラン、産直販売所や食品加工所などを考えています。なお、水道管布設の計画については、水道の使用がどのぐらい見込めるのかを担当課と協議の上、

投資効果に見合う負担を一般会計に求めてまいりたいと考えておりますので、議員のご理解をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

〔経済部長（岡松克行君）登壇〕

○経済部長（岡松克行君）次に、恋野地区の土地利用と広域ごみ処理場周辺整備に係る旧市町村の行政格差についてお答えいたします。

7番議員にもお答えしましたが、まず恋野地区の土地利用については、橋本市高野口町合併協議会において策定された新市まちづくり計画で、ゾーン別の土地利用の具体的な位置づけはありませんでしたが、合併後に策定した橋本市長期総合計画において見直しを図られ、環境調和型産業拠点として、新たに位置づけられた中で、当該地区の土地利用について、橋本市土地利用調査研究委員会で、調査研究が進められ、平成23年12月議会において、具体的な計画策定のための予算を承認いただいています。

また、広域ごみ処理場建設及び稼働に伴う周辺整備事業については、平成17年5月に大野20区、平成17年8月に下中区と旧高野口町の間で覚書を交わし、事業を進めてきましたが、地元の協力もあり、ほぼ覚書どおりの事業が実施できました。

具体的な事業内容としては、大野20区とは集会所の建設、大野児童館の改修、地区内の道路及び水路の整備、配水管等の改良工事を、下中区とは集会所の建設、広域農道の歩道の設置、町道下中8号線の改良工事、町道8号線の劣化部分の復旧、町道8号線の上下水道整備工事、平松水路改良工事、道路及び水路の整備を覚書に基づき実施しています。

なお、両地区共通の要望事項であった健康と憩いの施設の建設については、下中区及び大野20区と協議を重ね、温浴施設を中心とした「ひとと紀館」と多目的広場からなる橋本

市エコパーク「紀望の里」を整備しています。

以上、覚書にある要望事項がほぼ完了したことを受け、平成21年5月7日付で下中区と、平成21年5月8日付で大野20区との間で、事業の完了部分及び残事業部分を確認し、覚書の細則を締結する中で、地元の了解を得て、用地協力の得られない道路の一部未整備部分を残して、平成22年度で事業が完了しています。

なお、橋本市土地開発公社が所有する土地で、広域ごみ処理場の隣接地については、紀北川上農業協同組合がごみ処理場の余熱を利用し、糖度の高いトマト「紀の川ジュレア」のハウス栽培について検討を重ねてきましたが実現に至らず、また奈良県の農業法人がカット野菜用の露地野菜の作付用地として土地の借用の申し出があり協議してきましたが、昨今の経済情勢等により、農業法人側からの辞退申し出を受け、残念ながら話がまとまらず、現在に至っております。このほか、同橋本市土地開発公社が所有する土地で、エコパーク「紀望の里」の隣接地に高齢者等の健康増進と世代間交流施設として、ミニパークゴルフ場建設の要望もいただいております。今後の課題として検討してまいりたいと考えています。

また、橋本市土地開発公社所有の団地については、覚書の細則の中で企業誘致等、市の施策により有効利用することを地元との間で確認しています。企業誘致等の際には、その内容について地元と事前に協議することとなっております。企業誘致という事業の性質上、進出企業が未決定の段階では情報開示できない部分もあり、進出の可能性が高くなったと判断できた段階で協議させていただく点については、ご理解のほどよろしく申し上げます。

さて、旧市・旧町の行政格差については、平成23年9月議会一般質問においても答弁さ

せていただきましたが、新市としての一体性を確保しつつ、著しいサービスの低下を招かないということを基本に、これまでもさまざまな事業調整を行い、広域ごみ処理場周辺整備についても、地元の皆さまのご意見とご協力を賜りながら、橋本市のさらなる発展を第一に考え、事業を進めてまいりました。また、今回議員おただしにある恋野地区の土地利用についても、農業6次産業化に向けた取り組み、観光・交流拠点としての活用、里山と里山文化の保全・活用をコンセプトに、新市全体の発展に向けた事業として、費用対効果の検討も含め、具体的な計画策定を進めていくこととなります。解決しなければならない課題も山積していますが、市民の皆さま、地元の皆さま、そして議員の皆さまのご意見とご協力を賜りながら、行政格差の解消ではなく、橋本市全体の将来を見据えたまちづくりとして、今後も鋭意橋本市のさらなる発展に努めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

〔教育次長（山本芳弘君）登壇〕

○教育次長（山本芳弘君）元教育委員会嘱託職員による市営温水プール及び産業文化会館の使用料横領事件に対し、市として損害賠償等の手続きをどのように考えているのかとのご質問にお答えいたします。

議員もご承知のように、元嘱託職員については、去る2月16日、和歌山地方裁判所において懲役2年8カ月の判決が言い渡され、控訴もなかったことからこのほど結審いたしました。この裁判に係る罪状は、市営温水プールの使用料1,199万1,350円を業務上横領したこととして、本市顧問弁護士と協議の上、かつらぎ警察署に告発していたものであります。本人がすべての犯行を認めております。なお、本裁判中、弁護人を通じ、元嘱託職員から126

万4,669円を被害弁償の一部として差し入れたい旨申し出がございましたが、2月24日付で産業文化会館プール使用料一部賠償金として既に歳入科目雑入に入金されております。また、これとは別に産業文化会館の使用料421万3,177円については、温水プール使用料と同様に業務上横領の疑いが極めて高いものの、個々の被害額が僅少であるため、同時に個々の事案の刑事事件としての立証が困難であるとして、弁護士と協議の上、事情報告書をもって上申することとめざるを得ない状況にありました。

議員おただしの損害賠償請求につきましては、この二つを合わせた1,620万4,527円から既に振り込みのありました一部賠償金を差し引いた1,493万9,868円全額を対象として行っていくこととしており、現在弁護士と打ち合わせを行っています。本議会におきましても、損害賠償に係る訴訟の提起を追加議案として提出予定しておりますので、よろしく願いたします。

○議長（井上勝彦君）理事。

〔理事（吉田長司君）登壇〕

○理事（吉田長司君）12月議会でもご質問いただきました福祉課職員が生活保護受給データなどをパソコンで管理する架空のシステム導入をめぐる、賃貸契約書を偽造してリース会社から現金を詐取し、かつ生活保護費を着服した件のその後の対応についてお答えいたします。

先般の議会では、着服金額のうち、生活保護に関する1,695万7,242円については平成18年10月27日に、リースに係る部分1,341万3,040円については平成21年1月29日に、本人に損害賠償請求訴訟を行い、入所中に数度、出所後も4回にわたり職員が面会している旨の報告をさせていただいたところです。

その後、本年2月10日に職員2名が岩出市

内において本人と面会を行いました。その中で、再三本人に一日も早く職につき債務の返済にあたるよう促したところですが、本人からは定職につくよう努力しているとの返事がございました。

本市といたしましては、今後も粘り強く面会を続け、返済請求を行うとともに、弁護士と協議を続けていきたいと考えています。

○議長（井上勝彦君）代表監査委員、山本忠男君。

〔代表監査委員（山本忠男君）登壇〕

○代表監査委員（山本忠男君）議員おただしの件についてお答え申し上げます。

監査委員が公の場で監査結果または監査方針等について意見を述べることは、地方自治法により、「監査委員は他の行政委員と異なり、独任性の機関として構成されているが、監査の慎重な実施を期するとともに監査の社会的信頼度を確保するため、監査結果の報告の決定または意見の決定等については監査委員の合議によるものとされている。」以上規定されていることから、したがって以下申し上げることは、代表監査委員個人の意見であることをご承知願います。それでよろしいでしょうか。

○議長（井上勝彦君）妙中議員、それでよろしいですか。

今、代表監査委員が個人の意見であと引き続き答弁していただきますので、よろしいですか。

○10番（妙中嘉三君）はい、わかりました。

○議長（井上勝彦君）それでは、山本さんお願いします。

○代表監査委員（山本忠男君）個人の意見でよろしいとのことですので、お答え申し上げます。

①地方自治法に基づき、市民の最高責任者である市長、副市長は賠償を求められますと

云々されておりますが、地方自治法第243条の2第1項の規定による職員の賠償責任の対象者は財務会計職員であり、市長についてはその職制、本条の趣旨に照らせば、その対象者とは言えません。また、地方自治法第242条の規定により、財務会計上の行為で違法不当な公金の支出、違法不当な財産の取得管理、違法不当な契約の締結、違法不当な公金の賦課徴収を怠る事実等において問題があった場合は、住民は住民監査請求ができるとなっておりますが、これには事実証明書の添付と、原則として行為があった日、または終わった日から1年以内となっております。さらに、市長、副市長の管理監督責任を問うならば、民法の規定によらなければならないと考えます。

②今回の温水プール使用料についての着服、業務上横領事件に係る本市の損害金の回復については、監査委員も参加して行政側と協議をしているところでございますが、今後の損害金回復の方針等の決定に関しましては、行政側のマター（問題）であり、監査委員は決定する権限を持ち合わせておりません。

③当然のことながら、行政側から監査委員に対して要求があれば、監査委員として粛々として監査を行ってまいりたく考えている所存であります。

次に、阪本事件についておただしたと考えますが、④6年間余りの間、何もせず放置してきたと言われますが、本件については民事事件として、生活保護費詐取事件（約1,695万円）については平成18年12月7日に判決、リース代金詐取事件（約1,341万円）については平成21年3月25日に判決、いずれも勝訴確定しております。

⑤しかし、阪本には資産もなく、また定職につけず、収入がなく、弁済がなされていない現状にあります。もちろん、福祉課は先ほど理事がお答えしたとおり、1年に何回かは

阪本本人と面談を重ね、その結果については監査委員に報告を受けておるところでございます。

⑥また、損害金の回復については、他の方法がないか担当課を通じて顧問弁護士とも相談、また和歌山市の代表監査委員とも相談をいたしました。が、財務会計職員権限者に重大な過失等がなく、賠償責任の立証が難しく、地方自治法による職員賠償責任を問うのは非常に困難であるとの判断でございました。

⑦本債権の事務管理において、当初決算書にも記載されておらず、また利息計上もされておりましたが、指摘の上措置改善をさせております。

⑧一連の不祥事について、その後の事務管理上の対策については、公印の管理強化を図った、支払い、支出について、事故防止の観点から口座振替を推進せしめた、20年度定期監査より使用料、手数料等諸収入金の管理において、単年度管理から前年度比較管理を取り入れた、20年度定期監査より定期監査の実施サイクルを3年から2年に早めた、20年度定期監査より実地監査を実施した、20年度定期監査より公金取り扱いフローについて、各課の現況を調査し、会計事務規則にのっとりた取り扱いを指導した、21年度より監査対象を財政援助団体の監査、また随時監査等実施し、対象先を拡大した。

以上、いろいろな具体的な対策をとってきております。

最後に、監査委員としての責任についてお答えいたします。

一連の不祥事について、監査委員として道義的責任の一部はあるものと考えており、責任を全く回避するつもりはございません。ただ、過失、不作為による責任は全くないものと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（井上勝彦君）答弁の訂正、経済部長。

○経済部長（岡松克行君）先ほど私の答弁の中で、下中区の具体的な事業内容の中で町道8号線、上下水道整備工事とご答弁差し上げましたが、上水道整備工事でございますので、訂正をお願いしたいと思います。

それともう一点、広域ごみ処理場の隣接地についてでございますが、橋本市土地開発公社が所有すると答弁をさせていただきましたが、橋本市土地開発公社及び市有地と訂正をお願いしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）ご了承願います。

10番 妙中君、再質問ありますか。

10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）再質問します。項目順に従ってやります。

なぜ、今恋野の山奥へ水道を布設しなければならないのですか。水道の布設は約2年後と聞いておりますが、つけばイノシシやタヌキやキツネに水をやるつもりですか。それまでに、市内の無給水地域への対応はどうするのですか。2年以内に須河、北宿、南宿へせめて簡易水道でも引く予定はないのですか。この恋野へ引く水道の費用は約1億円余りと聞いておりますが、どちらを先にするんですか。お答えください。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君の再質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴江利夫君）まず、どちらが先ということでございますけれども、先ほど答弁させていただきました、前段でもお話ししておりますように、橋本市の長期総合計画等にのっとり政策的に実施されるということであれば、私ども水道としましては、公営企業の立場としても、一定の採算がとれる判断がある中で実施をしていくという形になります。そこで、前段のご質問にお答えしまし

たように、採算性の不足分につきましては一般会計からの負担を求めるということになります。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）そしたら、市内で明日にも破損するという石綿管というのがございますね。約7.2km、48カ所あります。仮に震度4ぐらいの地震があれば、この7.2kmの石綿管は明日にでも割れると。また消火栓を抜いて消火訓練をすればすぐ破損するような箇所が48カ所あるんです。これよりも先に恋野へやはり布設するつもりですか。お答えください。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（鈴江利夫君）石綿管の更新につきましては、先ほど議員おただしのよう、全体で48カ所ということで、これは石綿管全体の箇所数で7.2kmでありまして、現段階では3.1kmが更新されていない状況でございます。それで、これにつきましては、24年、25年、26年の3年間で更新をかけていくように考えております。ちなみに、平成24年度の新年度予算におきましては、936mで7,500万円の金額を計上して更新を考えております。ついては、平成26年までには更新が完了するということでございます。

先ほど、答弁のほうで無給水区域の須河、宿等の関係でございますけれども、こちらも現在上水道としての給水区域には入っていないので、その点を追加させていただいております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）給水地域に入っていないといっても、ここでもちゃんと人は住んでおります。ここから先は理事でも答えてください。だったら、恋野地区へ仮に水道布設は2年後ぐらいから始まると聞いておりますけ

れども、それより先に破損したら、先に破損した箇所を修理するんですか。

それと、北宿、南宿の簡易水道、これは恋野へ布設する1億300万円以下の約2,700万円で、北宿へ簡易水道をつけることができます。南宿へも2,700万円でできると聞いています。これが先と違うんですか。順番間違っているのと違うんですか、行政は。水道を山の奥へつけるよりも先に、同じ市民、人間が住んでいるところへ水をやるのが先と違うんですか。イノシシに水をやるんですか。その辺答えてください。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今の恋野の水道の布設整備の現況でございますが、先ほどもいろいろとご答弁をさせていただいております。橋本市の農業公園とした中で、企業誘致も含めてライフラインの整備をやっていくという計画のもとに、水道管布設ということで1億円強の予算がかかるということになっております。ここについては、先ほども答弁させていただきましたが、橋本市の活性化、集客も含めて図る施設ということの中で、ライフラインの整備ということで考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）理解はできません。住宅もない中へ水道を引くのが先か、人間が住んでいるところへ給水設備をつくるのが先かというのを僕は聞いているんですよ。それを答えてください。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）恋野地区の水道整備につきましては、これはもう計画と連動したものでございます。ということで、計画がなければその管についても必要ないかというように考えておりますので、まずはその基本計画の中で必要性和水道管、それから道路なんか

を含めましての議論になろうかと思えます。

それと、宿でございますけれども、宿につきましては簡易水道はできません。簡易水道につきましては給水人口というのがございませぬのでできないようになってございます。ただ、飲料水的なものを整備してくださいという要望もございませぬので、これは今回、今度予算で言わせていただこうかなと思っておりますけれども、ダム基金が残っています。その中で宿地区個別のものをできないかという考え方で今検討しているところです。基金を使って南北宿の飲料設備については考えていきたいというふうに考えてございます。

それと、恋野地区といいますのは、上水道の給水地区区域内でございませぬので、これはあくまでも上水道の計画の中でお願いしたいということで、その費用の一部は一般会計でも負担していかざるを得ないかなというふうに考えてございませぬけれども、そのほかの地区といいますのは、簡易水道は簡易水道の区地、それから飲料水供給施設、これはもう本当の一般会計の中で行う事業でございませぬ。そういうことで、すべて上水道区域に入れるということは、これは計画の中ではできませんので、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）結局、1億300万円についても、一般会計で賄うということですね。水道会計は水道会計で別になっていることは承知しておりますけれども、僕が言っているのは、実際人間が住んでいる30カ所余りの住宅地が先になるんですか、後になるんですか。2年後に布設すると言っているじゃないですか、恋野地区へ水道を引くのは、それより先に破損した箇所を修理するとか、先に人が住んでいるところへ給水施設をつくるのかという考えはないんですか。行政の進め方が逆のよ

うに思えます。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）妙中議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

水というのは命の水ということで、ちょっと本論からは若干、関連はしておるんで申し上げたいんですが、一番大事なことは水でありますよということで、西畑と書いていますけれども、これは簡易水道、私がこしらえたのは23軒の小さいものであります。あとの大半のところ、これは茂原地区、大西地区、五軒畑、西横座、東横座、杉尾、この六つが私が就任してから仕上げたものであります。これはそれぞれの飲料水供給事業でするところもあるんですけども、すべて補助事業で市が直轄してやったところもございませぬし、そういう経緯があるんですけども、私としては大筋は橋本市内、何らかの形で水は確保できたということで安堵しておるわけでありませぬ。ただ、今指摘されている北宿、南宿の問題については、地元とも話し合いをしておるんですが、一体どれだけの人が住んでおるんよということもお尋ねしたことがあるんです。事実はみんな下で、向副とか下で住んでおるんすよ。あまり詰めた話はしませぬけど

ね。  
この件につきましては、ひとつ私にお任せいただいて、地元の意向に沿うように、北宿、南宿、南宿も3人ほどですか。実態は下で住んでおるわけなんすね。その点もちょっと広義に解釈もいただいて、最終地元と納得のいく、北宿、南宿についての給水は事業に乗せられませぬけれども、市単独でも希望であればやっていくと、そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）理解しました。私の調



べたところでは、北宿は4世帯8人、南宿は4世帯6人、須河は20世帯33名と報告を受けております。ちょっと市長と隔たりがありません。

続いて、地域の行政の格差を言わせてもらいました。そして、高野口の迷惑施設ですね。私は今でも思っているんですけども、広域ごみ処理場はもうどんどん稼働しております。立派なものができて私も最初は反対でしたけれども、賛成に回って一生懸命努力したつもりです。けれども、そこで約束して地元同意を取りつけたと。これは実際調べてみますと、あの地元とは下中地区の3名です。代表者3名だけです。大野地区は区長一人です。大半の人は任せてあるんでというような話で、不足はたくさん聞いております。具体的にまた挙げれば、次の議会でも言いますけれども、地元同意を取りつけたとそう簡単に言われても困ります。そして、言うところの回答では、広域でやっていることと橋本市単独で約束したことが大分違うように思います。これも行政の順番というんですか、差というんですか、各地へ施してくれる行政の差をもう少し考えてほしいと思います。この合併格差についてはまた次回やります。時間がないので。

続いて、一連の不祥事ですね。もう結審されて、代表監査委員から結構なお話を聞いたんですけども、私は、昨夜和歌山県議会において一般質問され、西牟婁振興局で起こった証紙の質問状、それを預かってきております。そうしたら、やはり代表監査委員がきちり答えられております。本市議会はそういうふうな仕組みになっていないということですけども、簡単に言わせてもらえば、損失したお金をどうするんですか。代表監査委員が払うんですか。市長が払うんですか。副市長が払うんですか。それは、今おっしゃるような理屈は、法律はよくわかりましたけれど

も、平成18年に起こった福祉課の3,000万円をそのまましておくんですか。法にのっとってそのままでもいいんですか。自分だったらどうするんですか。市長個人だったらどうするんですか。副市長個人だったらどうするんですか。3,000万円も損失させられたらどうするんですか。監査委員どうするんですか。何とか回収するようにするのと違うんですか。ほっといていいというものではないと思いますよ。これは議会にも大いに問題があると思います。平成18年からずっとそのままにしてうやむやにするんですか。その辺を僕はきちりと監査委員を含め、市長、副市長、議会の人も含めてどうするか、代表監査委員に来てもらったのはその辺です。きのうの県議会の回答を見ても、きちり代表監査委員が答えていますわ。今文書がどこへいったかわからへんのやけど、もう時間がないので。これについてお答えください。代表監査委員、あなたは何年から監査しているんですか。それも含めていっぺんお答えください。

○議長（井上勝彦君）代表監査委員、山本君。

○代表監査委員（山本忠男君）私は代表監査委員の就任は平成15年3月でございます。したがって9年弱でございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）毎年のように起こっている不正事件の責任はどう感じておられますか。平成18年から起こっているでしょう。ごみ処理場の不正から公民館の不正から、僕はかつて列挙したことがあります。その都度あなたは代表監査委員をしていたということですね。その責任をどうお思いですか。

○議長（井上勝彦君）代表監査委員、山本君。

○代表監査委員（山本忠男君）監査委員の責任については、先ほど答弁をしたところでございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）このように県議会の代表監査委員の回答書が僕のところに届いております。タペファクスで届いたんです。ということは、ある程度責任を感じているということは、あなた弁償するつもりですか、賠償するつもりですか。あわせて、住民から住民監査の請求もきています。ちょっと読み上げます。時間がないので早めに。一連の不正事件に関する市民の意見。平素は橋本市の健全かつ円滑な運営にご尽力ください、誠にありがとうございます。さて、指摘の調査し勘案すれば、今の行政はいかになっているか。一市民として不思議でなりません。以下の点を精査し、司直の力添えが必要であれば早急に決断し、解決を願いたいと考えます。一、横領等不正流用など監視のため、議員全員が委員となり、不正防止特別委員会の設置をお願いする。任期は資格を有する間。各委員会は各部署の監査を行い、都度議長に報告する。三、各委員会は不正を行った職員は直ちに解雇する権限を持つ。自分のものではあるが自分のものでない、判断できない職員はたとえ小さな不正であっても即刻解雇すること。例えば万引きしても発覚したら金を払えばよい、弁償さえすればいいということではだめだと。5番目、金銭の出納は一人の職員に行わせることでなく複数で行い、上司等もその責を負うこと。

以上のことを勘案しても、クリーンセンター公金横領事件、生活保護費詐取事件、公民館不正流用事件、温水プール及び産業文化会館公金横領事件、その他不正事件、精査すれば多数出てくる。—————また、今後明らかにしていきます。

監査委員、責任はどうされるんですか。聞くところによれば辞意を漏らしているということですが、この辺をきちっと自分の

責任で解決して、辞意を漏らしているんだったら辞職されてもいいと思うんですけども、起こった一連の不祥事の片をつけて退職されるというのがベストだと思いますが、ご意見。

○議長（井上勝彦君）代表監査委員、山本君。

○代表監査委員（山本忠男君）いろんなご質問があったかと思いますが、最後にご質問になった、私が辞意を漏らしている、そんなことは毛頭ございません。そのあたりはどこからお聞き及んだか。このあたりははっきりと明確にお示し願いたいと思います。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）確かに聞いたと思うんですけど、どなたさまから耳にしたということは伏せておきます。それともう一つ、プールの詐取した犯人ですけれども、これについても以前発覚する前に何か事件を起こしたということを耳にしているんですけれども、当局、どなたかご存じありませんか。

○議長（井上勝彦君）妙中君に申し上げます。

ただ今の質問については、質問事項にございませんので、質問項目に準じてご質問願いたいと思います。

10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）質問事項にないけれども関連しておると思うんです。そういう、何か事件があつて、またこのプール事件が発覚したと。事後にね。そのときに当局が何の対応もしなかったのかなというようなことです。だから、ほんまにこれ自分の金とってくださいよ。3,000万円の横領、1,620万円の横領、聞くところによれば、プールなんか百何万か返ただけです。

それと、最後になりますけれども、お金の取り立ては大変厳しいでしょう。僕は今月に入ってでも、税金を払いたいたいけれども市役所行くのが怖いんで先生ついていってくれへんかというお話を聞きまして、60歳を超え

た婦人です。今、対応してもらわな、私の保険証また消されると。取り立てはものすごく厳しいんですよ。それで市役所の窓口ではもうけんもほろろ、相談もほとんど聞いてくれないで差し押さえされたと聞いております。取り立てはこのくらい厳しくやるのに、我がところ損した金をほっとくんですか。これも最後に吉田理事を含め、監査委員も一言ずつお答えください。弁償する、賠償するということも含めてね。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）先ほどの産業文化会館の職員の前の件については承知しておりません。

それと、答弁でも申しましたとおり、前の平成17年に起こった事件につきましては、これは詐欺及び有印公文書偽造ということで、上司なりが見抜けられないような仕組みで詐欺を働いたということになってございます。ということで、地方自治法上の職に対する賠償責任というのが問えないということで弁護士からも、いろいろ協議しましたけれども、そういう状態になってございます。そういうことで、ヤマモト弁護士からもそういう形になっておると思います。

それで、民事の判決をされてから10年ということになってございますので、本人が賠償責任になってございます。そういうことで本人に接触する機会をもっと多く持つとともに、道義的なところは、親なり妻なりというところについても一度接触してみたいなというように考えてございます。そういうことで、10年の期限がくるのを安閑と待つのではなしに、本人について賠償責任を追求していきたいというふうに考えてございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）どうも時間が足りないようで、次回に、まだまだ問いたいただきたいこ

とがたくさんございます。できれば、監査委員も含めてまたお越しいただきたいと思いません。

以上、質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）これをもって、10番 妙中君の一般質問は終わりました。